

大河ドラマ「豊臣兄弟！」放送を契機とした誘客プロモーション業務仕様書

1. 委託業務名

大河ドラマ「豊臣兄弟！」放送を契機とした誘客プロモーション業務

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 委託料

(1) 委託料上限金額

24,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(2) 支払方法

支払は令和7年度分、令和8年度分に分けて2回支払う。なお、年度ごとの支払額及び支払時期については、双方協議の上、委託者が決定する。

4. 業務方針

(1) 協議会との連携

「秀長さんプロジェクト」は、大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送を契機として、主人公となる豊臣秀長ゆかりの地である大和郡山市の歴史・文化や産業を全国に発信し、大和郡山市への誘客を促進するとともに、観光振興による地域活性化を図ることを目的としたプロジェクトであり、プロジェクト事業の推進のために「秀長さんプロジェクト推進協議会」（以下、「協議会」という。）を立ち上げた。

プロジェクトにおいては、歴史的には古代・考古学のイメージが強い奈良県下において珍しい、大規模な近世城郭と当時の町割りを感じられる大和郡山市の城下町エリアの魅力を今一度ブラッシュアップした形で発信し、今後の大和郡山市の持続可能な観光振興の姿を検討・実施していく。その過程でエリアとして、ひいては、まちとしてのブランドイメージの向上を目指す。

また、「城下町エリア」の価値・イメージを向上することで、大河ドラマ放映での誘客を一過性の観光客で終わらせることなく、その後のリピート来訪を目指すものであり、その仕組みの構築を意識して取り組むものである。

協議会への伴走支援を行い、協議会の取組みと一体となったプロモーションを実施すること。

主な具体的事業は以下のとおり。

ア 城下町エリアの歴史的観光資源の魅力のブラッシュアップ…

大河ドラマの放送に合わせて実施する展示拠点の整備・運営、デジタル展示、漫画冊子など

イ 歴史的観光資源と商店街を統合した新しい「城下町エリア」のエリアブランディング…

郡山城跡と商店街全体の周遊促進、歴史関連商品開発支援など
ウ 城下町を前面に押し出したまち歩きへの誘導を意識した多様な誘客プロモーションの展開…

各種プロモーション、人流呼び込みイベント、秀長ファンクラブ、バス&ライド、
交通情報のデジタル活用情報発信、公共交通利用促進など

(2) 数値目標の設定

協議会において設定する数値目標の達成につながるプロモーションを実施すること。
今回のプロポーザル審査における仮の目標設定を下記のとおりとする。

目標①…令和8年1月～令和8年12月の1年間における郡山城の来訪者数10万人

目標②…①と概ね同期間程度運営予定の展示拠点の来訪者数10万人

(3) プロモーションの方向性及びターゲット

別添「大河ドラマ「豊臣兄弟！」放送を契機とした誘客プロモーション方向性及びターゲット」を参照のこと。

5. 業務内容

(1) プロモーション全体方針及び体制の構築

①プロモーション全体方針の構築

放送を契機とした当市への誘客効果を最大限高めるため、プロモーション全体方針を構築し、協議会への伴走支援やプロモーション準備を進めること。

プロモーション全体方針の構築にあたっては、観光資源・コンテンツ、関係事業者等の把握を十分に行うこと。

②プロモーション体制の構築

協議会への伴走支援体制を含めたプロモーション体制を構築すること。

また、業務責任者や体制に配置する人材は、誘客プロモーションやドラマの波及効果などに精通し、能力・資格・経験を十分に有する人材を配置すること。

ア 全体管理及びプロモーションを担う体制の構築

受託者において業務責任者を配置し、プロモーション業務の全体管理及び具体的なプロモーション施策の企画・制作・運営等を担う体制を構築すること。

イ 協議会への伴走支援体制

下記の「(2) プロモーション準備及び実施①およそのプロモーション期間の設定」の各期間において、必要に応じて協議会等と現地にて迅速に連携調整が取れる体制を整えること。

ウ 受託者による人員配置等

業務責任者により、委託者との連絡調整を図ることとし、構築する体制に配置する人材の指揮監督を行うこととする。委託者からの指揮命令等は業務責任者を介して迅速に伝達される体制を整えておくこと。

(2) プロモーション準備及び実施

プロモーション全体方針に基づき、効果的なプロモーション施策の準備及び実施をす

ること。

①およそのプロモーション期間の設定

ア 放送前

令和7年10月頃から、魅力や放送を契機とした様々な取組み内容を全国に発信するためのプロモーションを開始すること。

イ 放送中

令和8年1月から放送内容や反響などに注視するとともに、春秋の観光シーズンにも考慮し、タイミングを捉えた継続したプロモーションを実施すること。

ウ 放送後

放送後の令和9年1月～3月においても、放送を見て興味を持った方や放送期間中に来訪していただいた方などが、訪れたいような情報発信を実施すること。

②プロモーションの準備

プロモーションに必要な素材やツールを準備すること。

ア SNS等で発信できる動画

別添「大河ドラマ「豊臣兄弟！」放送を契機とした誘客プロモーション方向性及びターゲット」のとおり、地域特有の交通事情があるため、公共交通機関を利用して来訪し、「街歩きをしたくなる」「街並みを歩いて見たくなる」という動機付けに効果のある動画を発信する。

動画の本数や長さは提案によるものとする。

発信は、ホームページ、SNS(X)、広告配信で行うが、デジタルサイネージ等にも掲載できるよう、掲載媒体ごとに最適なサイズ、ファイル形式に加工、編集を行うこと。

イ 広報材料として使用する画像の撮影

契約期間中に2～3回、プロの写真家により展示拠点等で実施するイベント等の際に広報材料の画像を撮影する。撮影した画像は、市広報紙、特設ホームページ等で使用する。

ウ その他必要と考える制作物

③プロモーションの実施

制作した素材・ツール等を活用し、SNSによる発信や各種メディアでの露出に向けたプロモートなど、魅力を広く発信し、知名度向上や誘客、市内周遊促進が期待できるプロモーションを実施すること。

プロモーション内容については、プロモーション期間によって手法を変えるなど、効果が最大限期待できるよう工夫をすること。

④本業務以外でのプロモーション関連事業の実施について

協議会において、本業務以外でのプロモーション関連事業の実施を予定しており、その内容も考慮し、プロモーションの実施に際しては十分に連携を図ること。

⑤各業務にかかる費用

各業務にかかる出稿料、撮影、編集、運用、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊、各種データ費等）は、すべて委託料に含む。

(3) プロモーション業務

①メインビジュアルの制作

豊臣秀長をイメージ想起させる人物のシルエットや後ろ姿を含むデザインとする。

印刷物、WEB バナー等への使用を想定したデザインとすること。

②特設ホームページ制作運用保守業務

協議会の活動を広くPRするための特設ホームページを制作し、その管理及び運営を行うこと。

なお、現在協議会では、放映期間中に展示拠点を設置する予定をしており、展示拠点の設置が決定した場合においては、展示拠点への集客を図ることができるよう必要な情報を詳細に掲載できるようにすること。

○納品期限 令和7年9月30日(火)

○運用期間 令和7年10月初旬～令和9年2月末(予定)

○構成／機能

・トップページ(メインビジュアル、今回別途制作するロゴマーク及びキャッチコピーを含めること)。

・「展示拠点の紹介(展示情報等の概要のほか、入館券や団体利用に関する案内等、アクセスなど)」、「交通情報」、「観光情報」、「お土産やグルメ」等を想定するが、その他より効果的な情報提供ができるよう提案すること。

・ユーザーが欲しい情報をスムーズに探し出せるよう、視覚的にわかりやすく使いやすいデザインにすることを基本とし、スマートフォンやタブレットでの閲覧にも対応できるよう、それらに最適化されたデザインにすること。

・ホームページの構築に必要なドメインやサーバー等の機器については、受注者側で準備し、安定的な運用を行うため信頼性の高い機器を用いること。なお、運用期間中に必要となる経費や保守管理費等を全て見積額に含めて提案すること。

・本事業の目的に資するような追加の提案があれば積極的に行うこと。

○CMSの構築

・専門的な知識を持たない者であっても、必要なデータを入力することにより、簡易に情報を登録・更新出来るシステムを導入すること。

・CMS 操作及びサイト運営とページ作成や編集を容易にする操作マニュアルを作成すること。

○運用／保守

・サーバーの保守作業は委託期間中実施しながら、受注者は円滑に公開を行うこととする。また、ハッカー等による攻撃により公開が妨げられないようサーバーやホームページのセキュリティ脆弱性について管理すること。

・ホームページの定期更新は契約期間内に5回程度予定しており、発注者の指示に基づき更新作業を行うこと。なお、新着情報やイベント内容等の簡易な内容についてはCMSにより更新を予定している。

③PR ポスター等デザイン制作

○制作方針

- ・本協議会の取組みの認知向上や機運醸成を促すため、メインビジュアルを用いたデザインのポスター、チラシ等を制作すること。

※印刷製本については、別途発注することに留意すること。

○制作物

- ・展示拠点 PR ポスター用デザイン

想定規格は B1 サイズ、B2 サイズいずれもフルカラー

ただし、提案により、より効果的な規格となると判断される場合は、発注者と協議の上、規格を変更することができる。

- ・展示拠点 PR チラシ用デザイン

内容等詳細については発注者が指定する。

- ・展示拠点のチケットデザイン

詳細は発注者と調整し決定する。

○留意点

・各デザイン制作にあたり、必要な企画、取材、情報収集、レイアウト作成、編集、校正、納品までの一切の業務を実施すること。

- ・企画・制作にあっては、発注者と協議した上で最終的に決定する。

・写真、イラスト等、デザイン構成に必要な資料等は、受注者において入手すること。ただし、季節などの関係で入手不可能な写真等については、協議の上、市が所有している写真や資料を可能な範囲で提供する。

- ・納品されたデザインは発注者において修正が可能であること。

④SNS（X）を活用した情報発信

本協議会の X のアカウントを作成し、運用する。運用開始時には、実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、協議会の承認を得ること。また、ターゲットの特性に合わせた記事投稿、ページデザインを行うこと。

○発信内容

- ・本協議会が行う取組み、市内で行われるイベント
- ・上記の実施に伴う駐車場の混雑状況発信、公共交通機関の利用喚起
- ・ドラマ放送に伴う機運醸成等

○発信回数

- ・契約期間中に約 250 回（引用リポスト 200 回、オリジナルの投稿 50 回の想定）

○その他

- ・緊急時の発信は協議会事務局が行う。

⑤ニュースリリースの作成、発信

本協議会が行う取組みや魅力を情報収集し、とりまとめ、メディアが取り上げやすいよう効果的なニュースリリースを作成し、WEB によるインターネットプレスリリースを活用して的確なメディアへ配信し、露出獲得に繋げること。

○発信回数

- ・契約期間中に平均月1回程度

⑥メディアへのアプローチ

テレビ局、番組制作会社、出版社、新聞社、メディア等、ターゲットへの発信へ効果が高いメディアに対してアプローチする。露出の目標は都度協議する。

⑦広告宣伝（Web 広告、SNS 広告）

効果的な時期、手法で広告作成し、発信する。また、広告素材は準備すること。

○目的

- ・協議会ホームページ・SNS（X）への誘導。
- ・展示拠点に関する情報、不足が懸念される駐車場の情報は、協議会ホームページ・SNS（X）で発信するため、これらの情報へのアクセスを促す。

○配信回数・時期

- ・配信回数・時期は提案によるものとし、配信内容、ターゲットを考慮して、協議会と協議の上で決定する。

○出稿

- ・広告配信媒体については、広告ごとに受託者から協議会へ提案し協議の上で決定する。
- ・広告ごとにインプレッション、クリック数（率）、再生数等の目標値や広告のテーマに即したターゲティング設定を協議会へ提案する。

⑧その他効果的なプロモーション

- ①～⑦以外に効果的なプロモーションの手法があれば、予算内において提案することができる。

6. 報告

（1）委託者との定例打合せ

事業進捗状況および計画について、委託者との打合せを実施すること。月に1～2回程度の定例を想定しているが、実施頻度やメールもしくはオンライン等での報告とするか等は別途協議の上進める。

また、受託者のメディアアプローチの結果、メディアの露出を獲得したものについては、ウェブ上でのリーチ数やメディア露出件数など、情報露出のクリッピングを行い、その業務の実施効果を測定して、上記定例打合せの際に報告すること。

（2）完了報告

履行期間終了時まで、実績及び効果、分析、評価、その他実施業務に関する報告書を作成すること。

（3）その他

その他トラブル等、委託者への報告が必要と思われる事案が発生した際には、速やかに連絡の上、経過・経緯・対応策等をまとめた報告書を提出すること。

7. 納品物

（1）納品物

- ア 実施計画書（事業開始時）
 - イ 業務報告書（定例打合せ時）
 - ウ 完了報告書（事業終了後、履行期間内に提出）
 - エ 動画（mov、mp4 等）
 - オ 広報材料として使用する画像（JPEG、PNG 等）
 - カ 制作したメインビジュアル及び各デザインデータ（ai、PDF 等）を収めた CD-R 又は DVD などのメディア 1 枚以上
 - キ その他必要と考える制作物のデータ（詳細は委託者と協議）
- ※ア～ウの提出形式は委託者と協議の上で決定。
- ※納品方法・納品日については委託者と協議のうえ決定。

(2) 提出場所

「秀長さんプロジェクト」推進協議会事務局（大和郡山市総務部企画政策課）

8. 納品物に関する権利の帰属

本委託業務における納品物の著作権等については次のとおりとすること。

- (1) 本委託業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本委託業務の履行に伴い発生する全著作物（第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真等を除く。）に関する一切の権利は、発注者に帰属すること。
- (3) 本委託業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来に渡り行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者に対して著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約束すること。
- (4) 本委託業務に使用する地図、図・写真、動画、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定すること。成果物に関しては、本業務期間中における使用については委託者が無償で使用するができるものとする。なお、本業務期間外での使用については、受託者の許可を得ることとする。

9. 留意事項

- (1) 本業務の内容に疑義が生じた場合は、受託者は委託者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、本業務実施において生じるすべての成果品、資料、取得された情報等を、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。また、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の遂行に伴い関係法令上必要となる諸官庁等への申請・届出等は、すべて受託者の責任において行うこと。
- (4) 本業務において、受託者の故意または過失により生じた事故及び第三者に与えた損害は、すべて受託者の責任により解決するものとする。

- (5) 委託業務の全部またはその主たる部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。また、第三者に委託し、または請け負わせる場合はあらかじめ委託者に承諾を得ることとする。
- (6) 業務遂行にあたっての作業方法及び進捗状況について、適宜連絡すること。
- (7) 本仕様書に定められていない事項については、双方で協議の上決定すること。
- (8) 契約の履行にあたり、個人情報取扱特記事項を遵守すること

本仕様書はプロポーザル用であり、業務内容については、今後変更の可能性がある。